

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 9 に次を加える。

(24) 組織因子経路インヒビター 2 (TFPI 2)

ア 組織因子経路インヒビター 2 (TFPI 2) は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「23」C A 602 の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、E I A 法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの注 1 及び注 2 の規定に準ずる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D008 (略)</p> <p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)</u></p> <p><u>ア 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2) は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。</u></p> <p><u>ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D008 (略)</p> <p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(新設)</p>